

四国中央市児童見守りシステム整備事業

基本仕様書

令和8年8月

四 国 中 央 市

(裏面)

一 目 次 一

1	事 業 名	1
2	目 的	1
3	調 達 対 象	1
4	構 築 期 間	1
5	履 行 場 所	1
6	調 達 機 器	1
7	共 通 仕 様 要 件	1
8	特 記 仕 様 要 件	2
9	通信サービス要件	2
10	導入・設定支援要件	2
11	保守・サポート要件	3
12	提 出 書 類	3
13	配 置 表	4

1 事業名

四国中央市児童見守りシステム整備事業

2 目的

本事業は、児童の登下校中の安全を確保するために、児童が見守り端末を所持することにより、登下校の状況を保護者へ提供することで、安心感の向上に資することを目的とする。

3 調達対象

本仕様書における調達の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 見守り端末(端末の収納袋を含む)
- (2) 見守りスポット用固定基地局(LTE 通信費含む)
- (3) システム構築
- (4) 見守りスポット用固定基地局設置・設定

納入場所： 四国中央市立小学校 及び 四国中央市放課後児童クラブ
13 配置表を参照

4 構築期間

契約締結日の翌日から令和9年3月1日まで

5 履行場所

四国中央市立小学校及び四国中央市放課後児童クラブ

6 調達機器

見守り端末 4,070 台

見守りスポット用固定基地局 78 台

7 共通仕様要件

- (1) 納入工程及び機器等の据付・調整等について、発注者と十分協議し調整を図ること。
- (2) 機器等の据付・調整にあたっては、学校行事等に支障のないよう配慮し、計画的に行うこと。また、校内では必ず名札を着用すること。
- (3) 納入する見守りスポット用固定基地局、および見守り端末は、それぞれ同一の型式で統一すること。生産の中止やモデルチェンジ等の理由により代替機器を納入する場合は、発注者の承諾を受けること。
- (4) 納入機器は新品に限り、新古品及び中古品等は不可とする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、発注者に報告の上、受注者の責任において実施すること。

-
- (6) 納入の際、取扱説明書及び添付品等はまとめて整理し、納入で発生した空き箱等については、受注者が責任をもって廃棄すること。
 - (7) 納入に当たって、受注者の不注意により生じた故障、破損、事故等は、一切受注者の責任において処理すること。
 - (8) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて協議を行う。

8 特記仕様要件

- (1) 見守り端末は、Bluetooth Low Energy(以下、「BLE」という。)規格に準拠したタグ型端末(以下、「BLE タグ」という。)とする。
- (2) 見守り端末は、製造後5年間は電池交換を行うことなく動作する性能を有すること。また、屋外での降雨環境下における使用に耐える防水性能として IP64 以上(IP67 以上を推奨)を有すること。
- (3) 見守り端末(付属の収納袋を含む。以下同じ。)に複数のカラーバリエーションがある場合、発注者は任意の色を指定できること。また、発注数量に対して、複数の異なる色を組み合わせで(内訳を指定して)発注できること。
- (4) 見守り端末に付属する収納袋は児童が通学用のナップランド等に取り付けて使用できる構造とし、見守り端末を収納した状態でも通信可能なものとする。
- (5) 受注者はスマートフォンおよびタブレット等の端末において、本システムからの通知を受信できるアプリケーション(以下、「本アプリ」という。)を提供すること。なお、本アプリは iOS 及び Android 双方に対応し、無償でダウンロードできること。
- (6) 見守りスポット用固定基地局の設置に伴い工事が必要となる場合、当該工事に要する費用は全て受注者の負担とする。

9 通信サービス要件

- (1) 見守り端末から見守りスポット用固定基地局間
BLE
- (2) 見守りスポット用固定基地局からサーバー間
モバイル回線(LTE 等の携帯電話回線) ※通信費については受注者負担とする

10 導入・設定支援要件

- (1) 導入計画
契約後、速やかに納品計画を策定し、発注者の承認を受けること。
- (2) 個体識別番号用ラベルの貼付
見守りスポット用固定基地局は、目視しやすい位置に発注者が指定するアセット ID を貼付すること。
- (3) 管理台帳の作成及び提出
受注者は、各固定基地局の固有識別番号とアセットIDを紐付けた管理台帳(Microsoft Excel 形式の電子データ)を作成し、納品時に提出すること。
- (4) 説明用資料
導入にあたり、保護者等へシステムの概要やアプリケーションのインストール方法を説

明するための資料(A4 縦サイズ5頁程度)を提供すること。

また、発注者が説明会を開催する場合、資料の作成や当日の支援を行うこと。

11 保守・サポート要件

(1) サポート体制

本システムの稼働期間中、安定したサポート体制を構築すること。

①利用者からの電話、Web での問い合わせフォームによる問い合わせ対応

②故障時の交換・修理対応(代替機の提供を含む)

③紛失・盗難時の対応(紛失による見守り端末の購入に伴う払い込み手続きを含む)

(2) 対応時間

平日(6時間以上)の問い合わせに対応できること。

(3) 修理・交換

見守り端末及び見守りスポット用固定基地局の保証期間は納品後1年間とし、当該期間内に発生した製造上の瑕疵(初期不良を含む)については、回数の制限なく無償で交換すること。なお、交換に要する一切の費用(配送費等)は受注者の負担とする。

(4) 修理・交換による設定

故障時に交換機へ変更する場合は、納品時と同じ内容に設定し交換すること。

(5) 修理・交換期間

故障発生から修理・交換完了までの期間を明確にすること。

(6) 保証期間経過後の修理・交換

保証期間経過後に発生した故障又は不具合について、受注者は有償にて修理又は交換の対応を行うものとする。なお、有償対応が可能な期間は納品後5年間以上とする。

12 提出書類

受注者は以下の書類を提出すること。

なお、提出部数、提出時期等については別途指示する。

(1) 契約後

①納入工程表

(2) 完了時

①管理台帳

②取扱説明書

(3) その他

①発注者との打ち合わせ議事録

②物品及び作業写真

③その他発注者が指示する書類

13 配置表

固定基地局配置数

	学校名	所在地	設置台数
1	川之江小学校	川之江町 2370 番地	3
2	金生第一小学校	金生町下分 1665 番地	3
3	金生第二小学校	金生町山田井 775 番地	3
4	上分小学校	上分町 800 番地	3
5	南小学校	金田町金川 145 番地	3
6	川滝小学校	川滝町下山 1910 番地	3
7	妻鳥小学校	妻鳥町 1488 番地	3
8	松柏小学校	下柏町 407 番地	3
9	三島小学校	三島中央3丁目 2番 23 号	3
10	中曽根小学校	中曽根町 1556 番地	3
11	中之庄小学校	中之庄町 140 番地	3
12	寒川小学校	寒川町 1814 番地	3
13	豊岡小学校	豊岡町豊田 45 番地	3
14	新宮小学校	新宮町新宮 448 番地	3
15	長津小学校	土居町津根 2061 番地	3
16	小富士小学校	土居町小林 667 番地	3
17	北小学校	土居町蕪崎 1040 番地	3
18	土居小学校	土居町土居 1580 番地	3
19	関川小学校	土居町上野 1726 番地1	3
20	川之江小学校児童クラブ	川之江町 2370 番地	2
21	金生第一小学校児童クラブ	金生町下分 1665 番地	1
22	金生第二小学校児童クラブ	金生町山田井 775 番地	1
23	上分小学校児童クラブ	上分町 800 番地	1
24	南・川滝小学校児童クラブ	金田町金川 145 番地	1
25	妻鳥小学校児童クラブ	妻鳥町 1488 番地	2
26	松柏小学校児童クラブ①	下柏町 407 番地	1
27	松柏小学校児童クラブ②	下柏町 407 番地	1
28	みしま児童センター児童クラブ	三島中央 2 丁目 1 番 18 号	1
29	中曽根小学校児童クラブ	中曽根町 1477 番地	1
30	中之庄小学校児童クラブ	中之庄町 140 番地	2
31	寒川小学校児童クラブ	寒川町 1814 番地	1
32	豊岡小学校第児童クラブ	豊岡町豊田 45 番地	1
33	長津小学校児童クラブ	土居町津根 2061 番地	1
34	小富士小学校児童クラブ	土居町小林 667 番地	1

35	北小学校児童クラブ	土居町蕪崎 1040 番地	1
36	土居小学校児童クラブ	土居町土居 1597 番地	1
37	関川小学校児童クラブ	土居町上野 911 番地 1	1
計			78

※それぞれの学校設置台数は、若干変動する可能性がある。